

# 入湯税 特別徴収の手引き



令和8年1月

大分県竹田市

## ○ はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、平素より入湯税の徴収につきましてご尽力いただき、誠にありがとうございます。

**鉱泉浴場の入湯客にご負担いただき、皆様に徴収していただきました入湯税は、地方税法で用途が定められている目的税です。竹田市の入湯税は、主に観光振興として温泉療養保健制度の関連経費や、観光誘致対策事業等の費用に充てられています。**

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び竹田市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に徴収していただき、毎月、竹田市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

## ○ 入湯税及び本手引きについてのお問い合わせ

竹田市税務課課税係

〒878-8555

大分県竹田市大字会々1650番地

TEL 0974-63-1111（内線 126）

FAX 0974-63-1132

編集・発行 竹田市税務課課税係

## 目 次

1	入湯税の概要	1
2	納税義務者	1
3	課税免除	2
4	税率	2
5	徴収の方法	3
6	特別徴収の手続き	3
7	経営状況に関する申告	5
8	帳簿の記載	5
9	入湯税調査	5
10	申告書等の記入例	6
11	よくある質問	13
12	参考資料	15

## 1. 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税される目的税です。

### ～竹田市の制度の概要～

納税義務者	鉱泉浴場の入湯客
課税されない方	① 小学生以下の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方 ③ 医師の診断により療養のため入湯する方 ④ 修学旅行等教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する方 ⑤ 日帰りで入浴する方 ⑥ 災害の被災者又は災害の復興支援活動に無償で参加した方で、市長が認めるもの
税率	入湯客1人1日について150円
徴収の方法	特別徴収の方法（地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法）によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
特別徴収の方法	特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した申告書を竹田市に提出するとともに、納入金を納入書により納入してください。
特別徴収義務者の申告	① 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに必要な事項を記入した経営申告書を竹田市に提出してください。 ② 提出した経営申告書の内容に異動があった場合は、直ちにその旨を記入した経営状況変更届出書を竹田市に提出してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間これを保存してください。

## 2. 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した方です。

※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

### 3. 課税免除

---

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 小学生以下の方

小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

- ・ 「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
- ・ 「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）によって入浴料金が統制されている浴場のことをいいます。※1

(3) 医師の診断により療養のため入湯する方

療養を目的として入湯する方から**医師の診断書の提出があった場合**は、課税が免除されます。

(4) 教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する方

- ・ 学校教育法第1条で規定する学校のうち大学を除くものを対象とし、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。ただし、小学生以下の方は、上記(1)により課税が免除されます。
- ・ 学校教育の一環として行われる修学旅行、**県大会規模以上の体育大会及び文化行事**を対象とし、**学校長若しくはそれに準ずる者又は競技団体の代表者等**が、「**入湯税課税免除用証明書**」（10ページ参照）に活動を証明したものが対象となります。

(5) 日帰りで入浴する方

宿泊をせず、日帰りで入浴する方については、課税が免除されます。

(6) 災害の被災者又は災害の復興支援活動に無償で参加した方で、市長が認めるもの

- ・ 「災害の被災者」とは、災害対策基本法で規定される災害において、罹災証明書等により被災したことが確認できる方をいいます。
- ・ 「災害の復興支援活動に無償で参加した方」とは、災害対策基本法で規定される災害において、復興支援活動（いわゆる災害ボランティア）に無償で参加した方をいいます。災害ボランティアセンターが発行する「災害ボランティア活動証明書」等により確認を行います。
- ・ 災害による課税免除を適用する場合には、入湯税申告書の提出にあわせて**課税免除申請書**（11ページ参照）に必要事項を記入し提出してください。

※罹災証明書や災害ボランティア活動証明書等による確認が困難な場合は、**課税免除申立書**（12ページ参照）の提出により確認を行います。

※1：一般公衆浴場 竹田市内 下記5施設

千寿温泉（直入町大字長湯3315-4）

しづ香温泉（直入町大字長湯7655）

万寿温泉大山住湯（直入町大字長湯3135）

白丹温泉ふれあいの湯（久住町大字白丹4725-2）

め組温泉ソーダの湯（久住大字有氏4150-2）

## 4. 税率

---

宿泊客 1人1泊につき150円 です。

## 5. 徴収の方法

---

特別徴収の方法によります。

※「特別徴収の方法」とは、地方税法及び竹田市税条例の規定により指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者の方から税金を徴収していただき、竹田市に納入していただく方法です。

## 6. 特別徴収の手続き

---

### (1) 申告書の提出

特別徴収義務者は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税申告書（6ページ参照）を提出してください。申告書が郵便又は信書便により提出された場合は、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

### (2) 納入書による納入

納入金については、(1)の申告書に記入した前月分の徴収税額を次表の納入場所にて納入書（7ページ参照）により納入してください。

#### 【市税の納付・納入場所】

①	竹田市役所 本庁 荻支所 久住支所 直入支所（取扱時間：午前8時30分～午後5時）
②	竹田市指定金融機関 大分銀行
③	竹田市収納代理金融機関 豊和銀行 大分県信用組合 九州労働金庫 大分県農業協同組合
④	九州内のゆうちょ銀行・郵便局

※入湯税の納入については、コンビニエンスストアでのお取り扱いはしていません

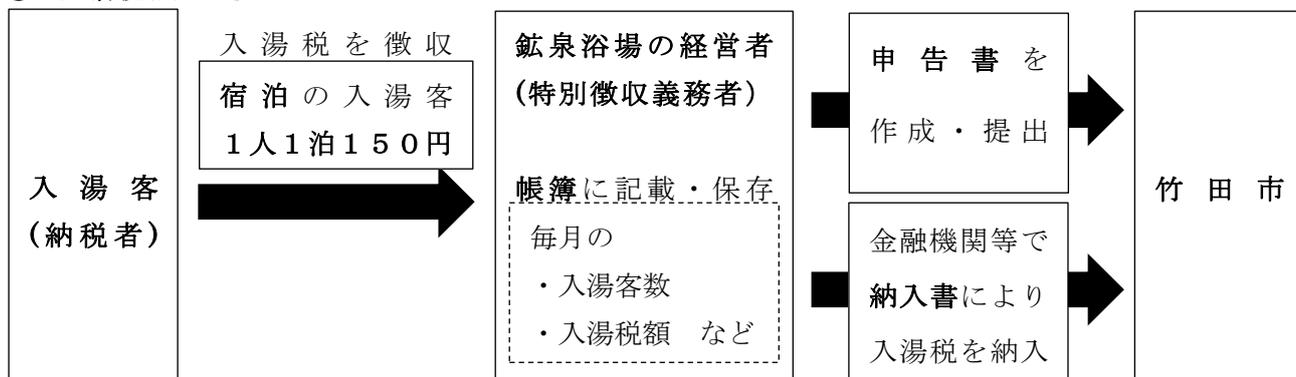
### (3) 課税免除に係る確認書類の提出

下記の課税免除を適用する場合は、翌月15日までの入湯税申告書の提出に合わせて課税免除に係る確認書類を提出してください。

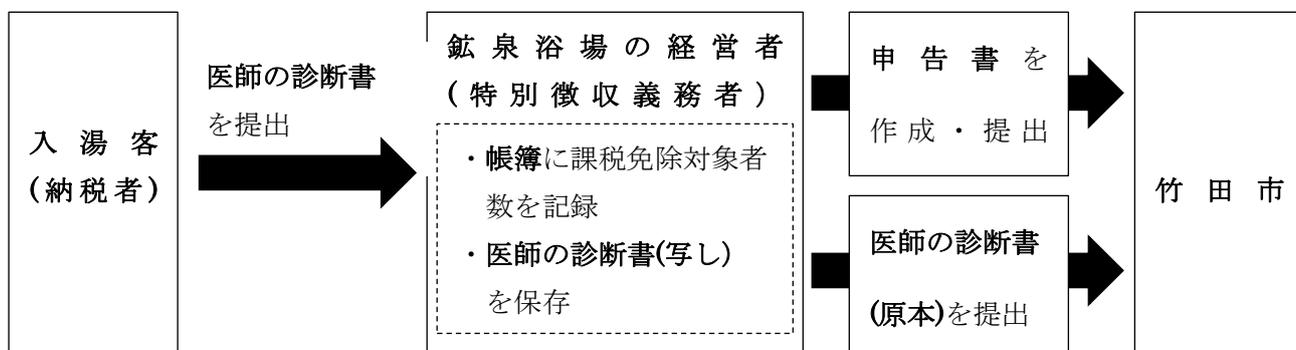
課税免除の類型	提出が必要となる確認書類
医師の診断により療養のため入湯する方	医師の診断書（原本）
学校教育の一環として行われる行事に参加する方	学校長等が作成した「入湯税課税免除用証明書」（原本）
災害の被災者及び災害の復興支援活動に参加した方	罹災証明書及び災害ボランティア活動証明書（原本）もしくは課税免除申立書

## 【入湯税特別徴収及び課税免除申請の流れ】

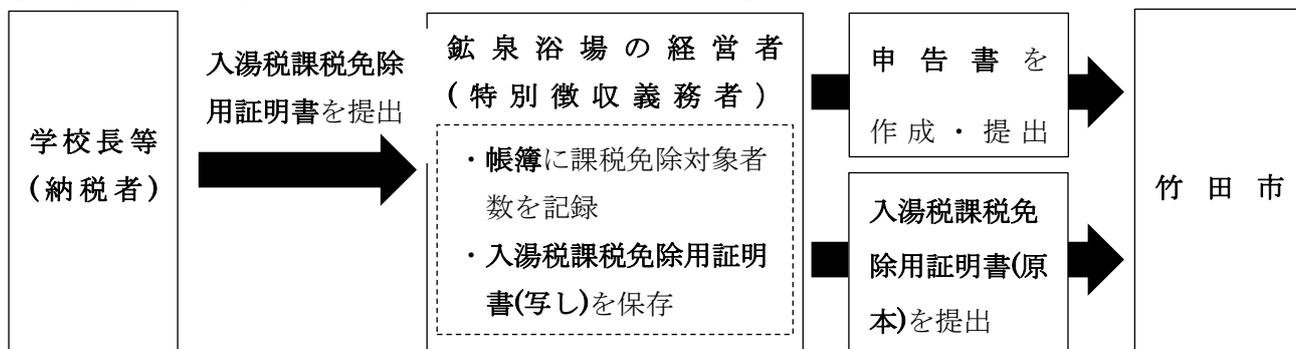
### ① 入湯税納入の流れ



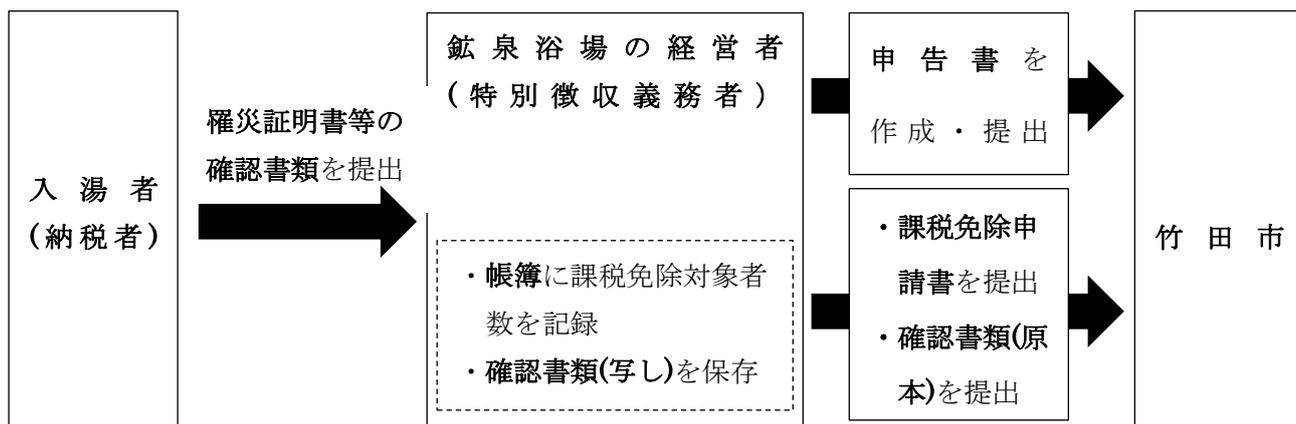
### ② 医師の診断により療養のため入湯する方の課税免除の流れ



### ③ 学校教育の一環として行われる行事に参加する方の課税免除の流れ



### ④ 災害の被災者及び災害の復興支援活動に参加した方の課税免除の流れ



## 7. 経営状況に関する申告

---

下記の(1)(2)に該当する場合は、鉱泉浴場の施設の内容などについて必要な事項を記載した申告書を竹田市まで提出してください。各申告書については、8ページの記入例をご覧ください。

### (1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとする場合

経営開始の日の前日までに、必要事項を記入した「経営申告書」を竹田市に提出してください。

### (2) 提出した経営申告書の内容に変更があった場合（経営を休廃業する場合も含む）

直ちに変更内容について記入した「経営状況変更届出書」を竹田市に提出してください。

それぞれの届出を受理した後、入湯税特別徴収義務者指定（解除）通知書を送付します。

経営状況に関する申告書を提出する際は、申告書の内容が確認できるよう下記の書類等を添付してください。

- ・ 登記簿謄本（写）、もしくは鉱泉浴場と経営者の関係がわかる書類
- ・ 施設見取図
- ・ 旅館営業許可証（写）
- ・ 温泉公共浴用利用許可済表（写）
- ・ 鉱泉水に関する成分分析表（写）

## 8. 帳簿の記載

---

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、①毎日の入湯客数、②課税免除される入湯客数、③課税対象となる入湯客数、④入湯税額を帳簿に記載してください。帳簿は、竹田市で定める「入湯税管理台帳」（9ページ参照）と同様の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる任意の業務用帳簿に代えていただいてもかまいません。

## 9. 入湯税調査

---

竹田市では、入湯税の適正かつ公平な課税を期するために、年に1回程度の現地調査を行っています。現地調査の前には、文書で調査依頼をさせていただきます。また、必要に応じて電話等で申告状況等について確認をさせていただくことがあります。

調査の際には、関係する資料（宿帳など）の提示等をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 10. 申告書等の記入例

### (1) 入湯税申告書

様式第40号(第1条関係)

令和 6 年 4 月分 入湯税申告書(記入例)			
営業種類	<b>旅館</b>	営業所所在地	<b>竹田市〇〇</b>
称 号	<b>〇〇旅館</b>	営 業 主	<b>竹田 太郎</b>
課税標準	<b>50</b> 名	税 額	<b>7,500</b> 円

竹田市税条例第145条第3項の規定によって、入湯税の納入を申告します。

令和 6 年 5 月 1 日

特別徴収義務者氏名 **竹田 太郎**

法人・個人番号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

竹 田 市 長 様

入 湯 税 納 入 明 細 書

日	課税標準	税額	備考	日	課税標準	税額	備考
	宿泊数(人)	入湯税(円)			宿泊数(人)	入湯税(円)	
1	5	750		17			
2				18			
3	7	1,050		19	3	450	
4				20			
5				21			
6	9	1,350		22			
7				23	7	1,050	
8				24			
9				25			
10	5	750		26	5	750	
11				27			
12				28			
13				29	6	900	
14	3	450		30			
15				31			
16				計	50	7,500	

算定税額      150 円    ×    ( **50** ) 人    =    **7,500** 円

(2) 納入書

市町村コード 442089	大分県	入湯税額収書	公	(記入例)
竹田市	竹田市	加入者	竹田市	
所在地及び特別徴収義務者氏名 竹田市〇〇 〇〇旅館 竹田 太郎				
年度	令和6	※ 処 理 事 項	※ 調定番号	
申告期間	令和6 年 〇 月分	申告区分 申告 修正 決定		
税 額	01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 7 5 0 0	
延 滞 金	02			
過少申告加算金	03			
不申告加算金	04			
重 加 算 金	05			
督 促 手 数 料	06			
合 計 額	07		¥ 7 5 0 0	
納 期 限	年 月 日	領 取 日 付 印		
上記の通り領収しました。 (納税者保管)		領 取 日 付 印		
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっ ていますので、切り離さずに提出してくだ さい。				

(3) 経営申告書

**経営申告書(記入例)**

竹田市長様 令和6年4月1日

申告者 住所 竹田市〇〇  
 名称 〇〇旅館  
 (個人/法人) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
 電話番号 0974-〇〇-〇〇〇〇

下記の鉱泉浴場について、令和6年5月1日付けで営業を開始します。

経営者の住所	竹田市〇〇		
経営者の氏名	竹田 太郎		
名称(屋号)	〇〇旅館		
鉱泉浴場所在地	竹田市〇〇		
開業年月日	令和6年5月1日	施設連絡先	TEL 0974-〇〇-〇〇〇〇 FAX 同上
営業の種類	<input checked="" type="radio"/> 旅館         ホテル・貸間・寮・その他( )		
室数	20 室	最大収容人数	50 人
備考			

※添付書類…登記簿謄本(写)、施設見取図、旅館営業許可証(写)、温泉公共浴用利用許可済表(写)、鉱泉水に関する成分分析表(写)

(4) 経営状況変更届出書

**経営状況変更届出書(記入例)**

竹田市長様 令和6年9月1日

申告者 住所 竹田市〇〇  
 名称 〇〇旅館  
 (個人/法人) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
 電話番号 0974-〇〇-〇〇〇〇

※どちらかに○をして下さい。

1: 下記の鉱泉浴場について、令和6年8月31日付けで営業を 廃止  しました。  
 休業

2: 下記のとおり内容を変更します。

経営者の住所	竹田市〇〇		
経営者の氏名	竹田 太郎		
名称(屋号)	〇〇旅館		
鉱泉浴場所在地	竹田市〇〇		
開業年月日	令和6年5月1日	施設連絡先	TEL 0974-〇〇-〇〇〇〇 FAX 同上
営業の種類	<input checked="" type="radio"/> 旅館         ホテル・貸間・寮・その他( )		
室数	20 室	最大収容人数	50 人
備考			

※添付書類…登記簿謄本(写)など、上記の内容が確認できる書類

## (5) 帳簿 (入湯税管理台帳)

## 入湯税管理台帳(記入例)

令和 6 年 4 月分

日	曜日	宿泊者数 (入湯客数) (A)	課税免除対象者				入湯税対象者 (F)=(A)-(E)	入湯税 (G)=(F)*150	備考
			12歳未満 (B)	療 養 (C)	修学旅行 の団体客 (D)	計(E)			
1	日	5					5	750	
2	月								
3	火	7					7	1,050	
4	水								
5	木								
6	金	9					9	1,350	
7	土								
8	日								
9	月								
10	火	5					5	750	
11	水								
12	木	2		2		2			
13	金	2		2		2			
14	土	7	2	2		4	3	450	
15	日								
16	月								
17	火								
18	水								
19	木	6	3			3	3	450	
20	金	32			32	32			引率2名
21	土	32			32	32			引率2名
22	日	32			32	32			引率2名
23	月	7					7	1,050	
24	火								
25	水								
26	木	5					5	750	
27	金								
28	土								
29	日	11	5			5	6	900	
30	月								
31	火								
合 計		162	10	6	96	112	50	7,500	



(7) 課税免除申請書

入湯税課税免除申請書（記入例）

令和〇年〇月〇日

竹田市長 様

申請者（納税義務者）

住所 竹田市〇〇

氏名 〇〇旅館  
代表 竹田 太郎

下記理由により、入湯税の免除を受けたいので必要書類を添えて申請します。

対象月	令和〇年〇月分
申請理由	竹田市税条例第142条第6号（災害による課税免除）に該当するため
災害名	令和〇年〇〇地震

課税免除申請明細書

日	宿泊数(人)	入湯税(円)	日	宿泊数(人)	入湯税(円)
1			17		
2			18	8	1,200
3			19	6	900
4			20		
5			21		
6			22		
7			23	6	900
8			24	3	450
9			25		
10			26		
11			27	10	1,500
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16	3	450	計	36	5,400

1. 竹田市税条例第142条第6号による入湯税の課税免除は、宿泊者が「災害の被災者又は災害の復興支援活動に無償で参加した者で、市長が認める者」である場合に適用となります。
2. 添付が必要な書類
  - (1) 「り災・被災証明書」など、被災者又は支援者であることがわかる書類を収集し添付してください。
  - (2) 「り災・被災証明書」以外の書類を添付する場合は、必ず事前に税務課課税係までご連絡ください。
  - (3) この申請書及び必要な添付書類の提出がない場合は、入湯税が課税されます。
3. 月ごとの申告書と一緒に提出してください。内容によっては課税免除に該当しない場合があります。

(8) 課税免除申立書

入湯税課税免除申立書（記入例）

令和〇年〇月〇日

竹田市長 様

住 所 竹田市〇〇  
氏 名 〇〇旅館 代表 竹田 太郎

災 害 名	令和〇年 〇〇地震
被 災 場 所 ※災害復興支援に携わる者の場合は、支援場所を記入	〇〇県〇〇市〇〇
被 災 内 容 ※災害復興支援に携わる者は記入不要	令和〇年〇〇地震により家屋半壊
宿 泊 施 設	竹田市 〇〇旅館
宿 泊 期 間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

上記のとおり、被災者もしくは災害復興支援者であることを申し立ていたします。  
ついては、入湯税の課税免除をお願いします。

## 11. よくある質問

問 1 宿泊のお客様から、病気や怪我などのため入湯しなかったとの申し出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。

また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

答 1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものです。したがって、入湯していない場合は、入湯税を徴収することはできません。入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、精算の際に返金していただく必要があります。

このような場合は、毎月申告していただく宿泊者数からは除いてください。

入湯しているかどうかの判断については、社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難く、また、個々の宿泊者が入湯したかどうかを個別に把握することは現実的には困難であると考えられることから、実務的には、入湯したものと推定して入湯税を徴収するものとしてください。

※判断に迷う場合は、市税務課へお問い合わせください。

問 2 修学旅行の引率者について、入湯税の課税を免除することができますか。また、随行の添乗員やカメラマン等は引率者に含めることができますか。

答 2 引率者については、入湯税の課税を免除することができます。引率者とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う職員等の学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助を行う看護及び介護職員等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

また、入湯税が免除される引率者は、当該学校が主催する修学旅行を現に引率している方に限り、修学旅行の事前調査のために宿泊された方等については該当しません。

問 3 クーポン券やクレジットカード等を利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、決済日に計上して申告することができますか。また、連泊のお客様の入湯税については、清算日にまとめて計上することができますか。

答 3 クーポン券やクレジットカードを利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、宿泊日当日に計上するようお願いいたします。また、連泊のお客様の入湯税についても、宿泊日当日の計上をお願いいたします。

問 4 入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合は、どうなりますか。

答 4 地方税法及び竹田市税条例により、特別徴収義務者は、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただくことがあります。期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いいたします。

問5 宿泊客から、「日帰り温泉（一般公衆浴場、共同浴場を除く）に入湯した。」といわれた場合はどうなりますか。

答5 入湯税は鉱泉浴場に入湯した入湯客に対して課されているものです。竹田市税条例第142条に入湯税を課さない者の中に（5）「日帰りで入湯する者」とありますが、これは竹田市に宿泊しない方のことであり、竹田市内の温泉付き宿泊施設に泊まられてかつ竹田市内の温泉に入湯している方は「日帰りで入湯する者」には該当しません。よって宿泊された旅館にて徴収することになります。

## 12. 参考資料

---

### ○竹田市税条例（抄）

（平成 17 年 4 月 1 日）

（条例第 67 号）

#### 第 3 章 目的税

##### 第 1 節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

**第 141 条** 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

**第 142 条** 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 医師の診断により療養のため入湯する者
- (4) 修学旅行等教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する者
- (5) 日帰りで入浴する者
- (6) 災害の被災者又は災害の復興支援活動に無償で参加した者で、市長が認めるもの

（平 28 条例 39・一部改正）

（入湯税の税率）

**第 143 条** 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円とする。

（入湯税の徴収の方法）

**第 144 条** 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

**第 145 条** 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

**2** 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

**3** 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

**第 146 条** 削除

**第 147 条** 削除

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

**第 148 条** 入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

**第 149 条** 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長

に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

**第 150 条** 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

**第 151 条** 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。